

# 銚田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

## 1 計画の趣旨，現状

### (1) 計画の趣旨

銚田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という）は，教育職員の業務の縮減と適正化を進め，ライフワークバランスを確立することで，銚田市教育振興基本計画で掲げる「夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり」の実現のため，教育職員がいきいきと子供に向き合うことができる環境づくりを行うことを目的とする。

### (2) 銚田市の現状

銚田市（以下「本市」という）では，令和2年に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として，「銚田市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」（以下「規則」という）を定め，教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした結果，本市における教育職員の時間外在校等時間について，令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月平均 45 時間を上回る割合	月平均 80 時間を上回る割合
小学校	36 時間/月	25.5%	0%
中学校	39 時間/月	35.8%	0%
小中合計	38 時間/月	30.7%	0%

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする。
- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少させる。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・ 保護者，地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- 放課後から夜間などにおける校外の見回り，児童生徒が補導された時の対応
  - ・放課後から夜間における見回りについては，警察が行っている見回りに委ねることとし，学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・補導された児童生徒の引き取りについては，保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容，回答方法などを精査し，学校の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・令和8年度以降，休日の全ての部活動を地域展開し，平日の部活動については，活動時間の適正化を図り，部活動指導員の活用を推進する。

ウ 教師の業務だが，負担軽減を促進すべき業務

○授業準備，学習評価や成績処理

- ・授業準備等を補助する，学力向上支援非常勤講師やスクール・サポート・スタッフを積極的に配置する。
- ・ICT等の活用により，授業準備，採点作業や成績処理にかかる事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家族への対応

- ・安全配慮等の支援が必要な児童生徒の支援を行う特別支援教育支援員を配置する。
- ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し，専門的な知見を活用しつつ教職員が連携，協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の促進

学校における以下の措置を促進することで，教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については，年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に，標準時間時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には，指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 部活動を担当する教育職員や生徒の心身の健康を確保することを目的に設定された部活動休養日の拡充をはかる。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため，労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに，次の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が属する学校の校長に対し，教育委員会による指導を実施する。
- ストレスチェックの実施率を100%にし，実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう，各学校に対して取得を促進する。

## 5 関連する取組, 今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため, 市内各学校の教育職員の在校時間の状況を把握し, 毎年度, 銚田市のホームページで公表するとともに, 定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり, 関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については, 本市で導入している公務支援システムで把握し, その他の目標については, 本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において, 各学校の状況を確認し, 本計画の内容に照らして課題が見られるときは, 当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に, 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や, 業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては, 当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し, 当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう, 様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに, 管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し, 積極的に活用するよう促す。各学校においては, 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと, 学校運営協議会における協議等も踏まえつつ, 本計画に基づき, 教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者, 地域の理解を促進するため, 首長部局と連携し, 保護者や地域に対して, 本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに, 具体の項目について協力を得られるよう取り組む。